

# ホルムアルデヒド発散区分、4VOC放散性能 認定番号一覧表

商品区分	インテリアカウンター
商品シリーズ名	ベリティス (耐水集成タイプ、シートタイプ)
ホルムアルデヒド発散建築材料区分	ユニット製品
ロット番号／製造年月日	本体、梱包等に表示
ホルムアルデヒド発散区分	F☆☆☆☆
表示ルール	住宅部品表示ガイドラインによる
VOC放散性能	4VOC基準適合(木質建材)
表示ルール	住宅部品VOC表示ガイドラインによる

①カウンター  
耐水集成タイプ

②カウンター  
シートタイプ

③アングル

④幕板

⑤引出し

⑥脚

F☆☆☆☆製品表示ラベルは  
カウンター裏面に貼り付け

※この写真はシリーズの一例です。  
実際とは異なる場合があります。

構成部位	発散建築材料	発散区分	認定の種類	認定番号
①カウンター耐水集成タイプ (標準品・Uオーダー品)	集成材	F☆☆☆☆	大臣認定	MFN-3294
			JAS認定	JPIC-LT229、GPC-JAS-0661 JPIC-LT269
②カウンターシートタイプ (標準品・Uオーダー品)	MDF	F☆☆☆☆	JIS認定	TCMY07001、TCMY08002 TC0708013
	PB※5	F☆☆☆☆	JIS認定	TC0713001
③アングル	規制対象外のため認定書提出の必要なし			
④幕板	PB※5	F☆☆☆☆	JIS認定	TC0713001
⑤引出し	MDF	F☆☆☆☆	JIS認定	TCMY08002
			JIS認定	TC0807041、TC0208013、TC0713001
	PB※5	F☆☆☆☆	大臣認定	MFN-0236
⑥脚	規制対象外のため認定書提出の必要なし			

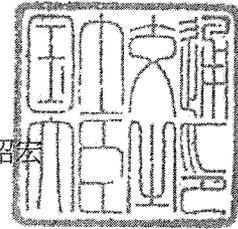
※1 商品構成により、上記に記載したホルムアルデヒド発散建築材料の一部しか使用しない場合があります。  
 ※2 4VOCとは、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・ステレンを示します。  
 ※3 認定書には当社管理上の記載を付しております。  
 ※4 二次加工の接着剤は告示対象のみ記載しています。  
 ※5 PBはパーティクルボードの略称です。  
 ※6 住宅設備・建材商品ご相談窓口(個人のお客様:0120-878-093 法人のお客様:0120-187-150)

# 認定書

国住指第 1410 号  
平成 27 年 8 月 19 日

セブン工業株式会社  
代表取締役 永吉 喜昭 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 20 条の 7 第 4 項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
MFN-3294
2. 認定をした構造方法等の名称  
両面ウレタン樹脂系塗料塗装/集成材
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

## 1. 申請建築材料名

両面ウレタン樹脂系塗料塗装／集成材

## 2. 申請建築材料の形状、寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
厚さ (mm)	5.0 ～ 120.0 (±0.5) (積層数1の場合) 30.0 ～ 120.0 (±0.5) (積層数2の場合)
密度 (kg/m <sup>3</sup> )	570 (±290)

注：表中カッコ内の数値は、製造時公差を示す。

## 3. 申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表2に示す。

表2 申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1) 表面塗料	材質：ウレタン樹脂系塗料* または 塗装なし 塗布量(g/m <sup>2</sup> )：90～130 (−10、+15)

(次頁へつづく)

表2 申請建築材料の構成(つづき)

構成材	仕様等
(2) 基材	<p>材質：集成材</p> <p>厚さ(mm)：5.0～120.0 (±0.5)</p> <p>樹種：表3に示す36樹種</p> <p>密度(kg/m<sup>3</sup>)：570 (±290)</p> <p>積層数：1または2</p> <p>ラミナ厚(mm)</p> <p>積層数1の場合(集成材厚さ5.0mm～120.0mm)</p> <p>5.0～120.0 (±0.5)</p> <p>集成材厚さ5mm以上15mm未満の場合は、ラミナ厚15mmの集成材から削りだしもしくは挽き割りとする。</p> <p>積層数2の場合(集成材厚さ30mm～120mm)</p> <p>15.0～70.0 (±0.5)</p> <p>ラミナ幅(mm)：15.0～70 (±0.5)</p> <p>幅はぎの方法：バットジョイント</p> <p>縦継ぎの方法：フィンガージョイント</p> <p>接着剤の種類</p> <p>縦継ぎ</p> <p>酢酸ビニル樹脂系エマルション形接着剤*</p> <p>塗布量(g/m<sup>2</sup>)：190(±20)(製造時)</p> <p>幅はぎ及び積層部</p> <p>水性高分子ーイソシアネート系接着剤*</p> <p>塗布量(g/m<sup>2</sup>)：240(±20)(製造時)</p>
(3) 裏面塗料	<p>材質：ウレタン樹脂系塗料* または 塗装なし</p> <p>塗布量(g/m<sup>2</sup>)：40～80 (-5、+10)</p>

備考：・ \* は、第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない材料で、塗料においては「ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤のいずれも使用していないもの」、接着剤においてはさらに「メチロール基含有モノマー及びロンガリッド触媒のいずれも使用していないもの」を示す。

・ 表中カッコ内の数値は、製造時公差を示す。

表3 集成材の樹種

No.	樹種名	No.	樹種名
1	ゴム	19	アッシュ
2	タモ	20	チーク
3	ニレ	21	カリン
4	ナラ (オーク)	22	ウォルナット
5	カバ (バーチ)	23	アルダー
6	ブナ (ビーチ)	24	メープル
7	アカシア	25	チェリー
8	ヒノキ	26	ポプラ
9	スギ	27	クリ
10	ヘムロック	28	アローカリア
11	スプルース	29	マホガニー
12	オウシュウアカマツ	30	キリ
13	ホワイトウッド	31	ドリアン
14	カラ松	32	プランチョネラ
15	米松	33	ファルカタ
16	赤松	34	ケヤキ
17	ラジアータパイン	35	米スギ
18	メルクシーパイン	36	ロジポールパイン

#### 4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面詳細を図1～図2に示す。

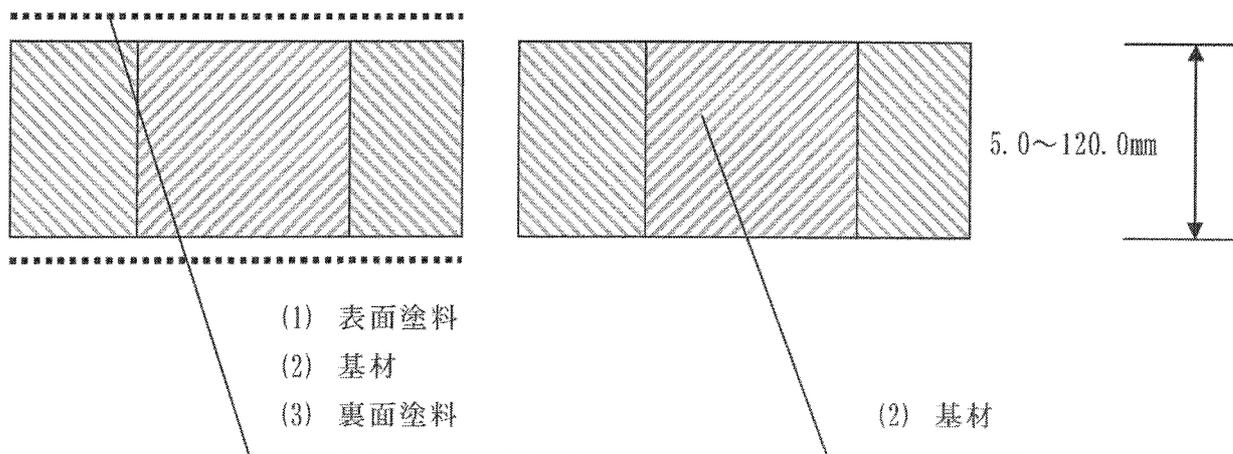


図1 積層数1 両面塗装または塗装なし 断面図

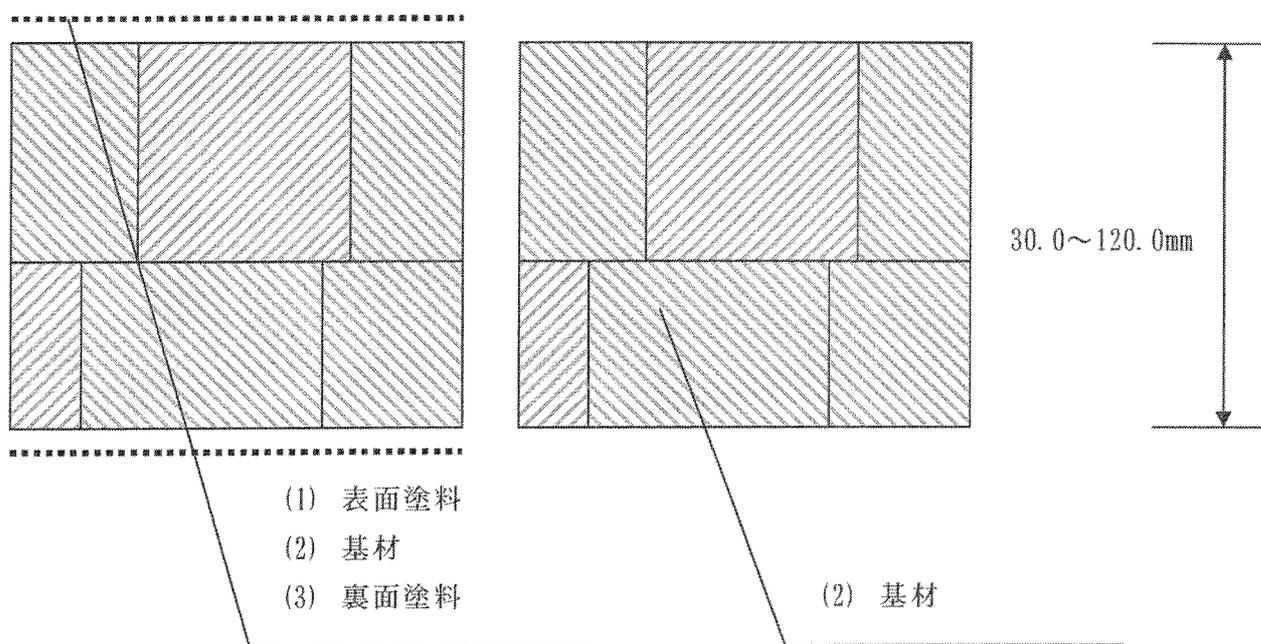


図2 積層数2 両面塗装または塗装なし 断面図



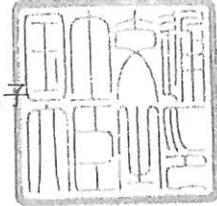
# 認 定 書

国住指第710号  
平成15年6月18日

フリッツ・エガー株式会社

製造部長 マンフレッド・リーペルティ  
ンガー 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

### 1. 認定番号

MFN - 0236

### 2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

### 3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 申請建築材料名  
両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード
2. 申請建築材料の形状、寸法等  
申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
表面材の張り方	両面
幅	100~2200 (mm)
長さ	100~2800 (mm)
厚さ	10.0、15.0、16.6、18.0、20.0、25.0±0.5 (mm)
密度	720±80 (kg/m <sup>3</sup> )

3. 申請建築材料の構成  
申請建築材料の構成を表2に示す。

表2 申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1) 表面材	材質：規制対象建築材料に該当しない低圧メラミン樹脂含浸紙 厚さ (mm) : 0.15±0.07 質量 (g/m <sup>2</sup> ) : 120~312
(2) 基材	材質：次に示す組成のパーティクルボード 厚さ (mm) : 9.8、14.8、16.4、17.8、19.8、24.8±0.1 密度 (kg/m <sup>3</sup> ) : 690±70 組成 (質量%) : メラミン・ユリア共縮合樹脂木材用接着剤 15±1 以下 酸性硬化材 4±0.5 以下 ワックス 2±0.5 以下 木材チップ 79±2 以上

4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図1に示す。

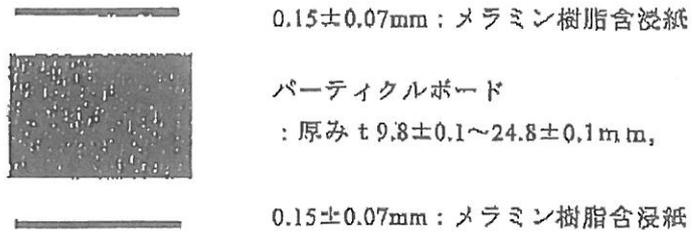


図 1

性能評価書



フリッツ・エガー株式会社

製造部長 マンフレッド リーペルティンガー 殿

平成 15 年 4 月 10 日付けで性能評価の申請を承諾した以下の構造方法等は、平成 12 年建設省東住指発第 565 号により建設大臣が認可した当財団の性能評価業務規程のうち、建築基準法施行令第 20 条の 5 第 4 項に係る基準に適合するものと評価します。

平成 15 年 6 月 日

東京都千代田区二番町 4 番地 5

相互二番町ビルディング 6 階

財団法人 ベターリビング

理事長 北島 照躬

1. 件 名 :

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボードの性能評価

2. 性能評価の対象条文 :

建築基準法施行令第 20 条の 5 第 4 項 (令第 20 条の 5 第 4 項に該当する建築材料)

(平成 14 年国土交通省告示第 1113 号第一号トに掲げるパーティクルボード)

3. 性能評価した建築材料の内容

別添及び別紙のとおり。

4. 評価員名 :

小峯 裕己、田辺 新一、岡部 実、佐久間 博文